

75歳以上の方等に 10月1日から使用する被保険者証を交付

すべての世代が安心できる社会保障制度を構築するために、令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が変わります。現役並み所得者（窓口負担3割）を除いた一定以上の所得がある75歳以上の方等は、窓口負担割合が1割から2割に引き上げられます。変更に伴い、令和4年10月1日より使用できる被保険者証を9月中旬ごろに交付いたします。病院や薬局で提示するときは、被保険者証の有効期限にご注意ください。

現在ご使用中の被保険者証（紺色）は**9月30日まで**使用できます。



現在の保険証
紺色
9月30日まで

- 有効期限が切れた被保険者証については、ご自身で破棄していただくか、本庁健康保険課または支所住民生活課へご返却ください。

9月中に交付する被保険者証（緑色）は
令和4年10月1日から令和5年7月31日まで使用できます。



新保険証
緑色
10月1日から

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}等（令和3年中のもの）をもとに、世帯単位で判定します。
- 75歳以上の方等で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額^{※4}」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合合計320万円以上）がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

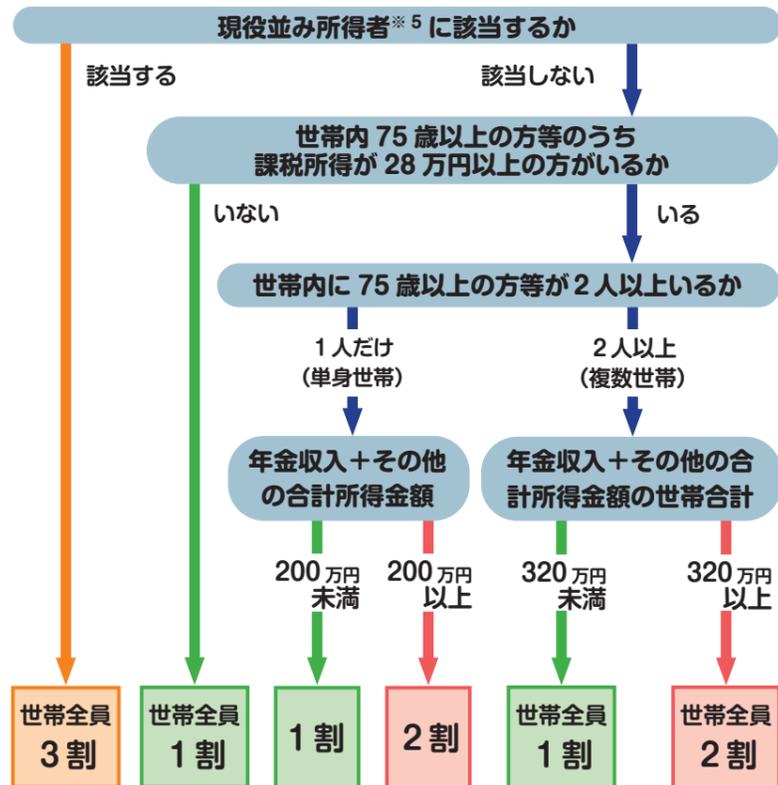
※1 「75歳以上の方等」には65歳から74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※5 「現役並み所得者」は課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります。）



お問い合わせ先

鹿児島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 099-206-1329
錦江町役場 健康保険課 ☎ 0994-22-3041

錦江町 プレミアム付商品券を販売

1世帯
2冊まで

今回の事業は鹿児島県から生活困難対策などを目的に交付される
「地域消費喚起プレミアム商品券支援事業」です！

例年との変更点

9月下旬より
順次発送

今回の商品券購入には全世帯に発送する「**引換券**」が必要です。
※商品券は全世帯分の冊数をご準備しております。
慌てず、ご都合の良いときにお買い求めください。

販売時期

令和4年10月下旬

※お送りする引換券に販売日時・場所
について記載しております。

必要なもの

引換券 + 身分証明書

1,500円
お得！！

商品券

販売価格：1冊あたり5,000円
(500円×13枚：6,500円分)

使用期限：令和5年1月31日まで

注意事項

- ・引換券をお持ちでない方は購入できません。
- ・引換券の再発行はできませんので、紛失しないようにお気を付けください。

お問い合わせ先

錦江町役場 産業振興課 ☎ 22-3036
錦江町商工会 本所 ☎ 22-2521 / 田代支所 ☎ 25-2131